



令和6年10月17日

福祉人材確保と安定経営のための緊急事業者支援について

世田谷区では、高齢者・障害者施設等を対象に、福祉人材の確保や安定経営に必要な経費を補い、区民に必要な福祉サービスの事業継続を支えるため、給付金の支給による緊急事業者支援策を実施し、事業者を支援します。

1 背景

世田谷区内では特別養護老人ホームや訪問介護事業所、障害者のための施設や在宅サービス事業所など、合わせて1,500か所を超える高齢者・障害者施設等が運営されている。高齢者や障害者の生活を支え、欠かすことのできない介護福祉の仕事が、現在、働く世代の減少や物価高騰等の社会状況の急激な変化を背景に深刻な人手不足、経営状態に悩んでいる。

今後も福祉サービスへのニーズが高まっていく中で、人材の確保・定着・育成への支援が必要となる一方で、令和6年度の国の報酬改定は、全体として介護1.59%、障害1.12%の引き上げにとどまり、こうした介護福祉業界が直面する切実な現状を踏まえた内容になっていなかった。その中でも、介護保険制度の訪問介護にかかる報酬が2~3%程度引き下げられたこともあり、令和6年上半期の介護事業所の倒産件数は、介護保険制度の施行以降、最多となる危機的な状況に至っている。

区は、福祉人材の確保や経営に必要な経費を補い、区民に必要な福祉サービスの事業継続を支えるため、給付金の支給による緊急安定経営事業者支援事業を実施する。

2 給付金の実施内容

年間介護給付費の不足分を考慮し、高齢者・障害者施設等を対象として以下のとおり種別ごとの給付額を設定する。

(1)対象

高齢者施設等

- | | |
|--------------------|---------|
| ① 訪問介護等事業所 | 約260事業所 |
| ② 居宅系サービス事業所(①を除く) | 約410事業所 |
| ③ 通所・入所系施設 | 約460施設 |

障害者施設等

- | | |
|-----------------------|---------|
| ④ 居宅系サービス事業所(居宅介護を含む) | 約180事業所 |
| ⑤ 通所・入所系施設 | 約280施設 |

(2)給付額

- ① 1事業所あたり880,000円(介護給付費/事業所数×2.5%)
- ②④1事業所あたり280,000円(介護給付費/事業所数×1.0%)
- ③⑤定員1人あたり27,000円(介護給付費/定員数×1.0%)

3 今後のスケジュール(予定)

令和6年11月上旬 給付金申請受付開始

- ◎問合せ先
- | | |
|-----------|----------------|
| 1 高齢福祉課 | 電話03-5432-2397 |
| 2 障害施策推進課 | 電話03-5432-2385 |